

# 林業経済研究所科学研究費補助金による研究実施規程

平成19年6月20日制定  
財団法人林業経済研究所理事会

## (目的)

第1条 この規程は、林業経済研究所の研究員が行う研究のうち、科学研究費補助金を受けて行う研究について、その取り扱いの方針を定め、もって科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

## (組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含むものとして所属し、研究活動に実際に従事する者は、下記のとおりである。

林業経済研究所 研究部 研究員 (平成19年6月20日現在4名)

## (研究計画の策定)

第3条 研究員は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施する研究員は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、その写しを理事長に提出するものとする。

## (研究の実施)

第4条 科学研究費補助金による研究を行う場合は、林業経済研究所の活動として実施するものとする。

## (研究成果の取り扱い)

第5条 研究員は、前条により科学研究費補助金により行った研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

## (研究報告の義務)

第6条 科学研究費補助金による研究を行う研究員は、科学研究費補助金制度に係る規程および交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、その写しを理事長に提出するものとする。

## (管理等の事務)

第7条 科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめは所長、補助金の管理等の事務は所長の下に置かれている事務員が所掌する。

第8条 林業経済研究所の研究員は補助事業の遂行に当たり、関係法令等および文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

付則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。